

国の文化審議会が新たに記念物の指定等および登録有形文化財に  
登録するように答申した案件について

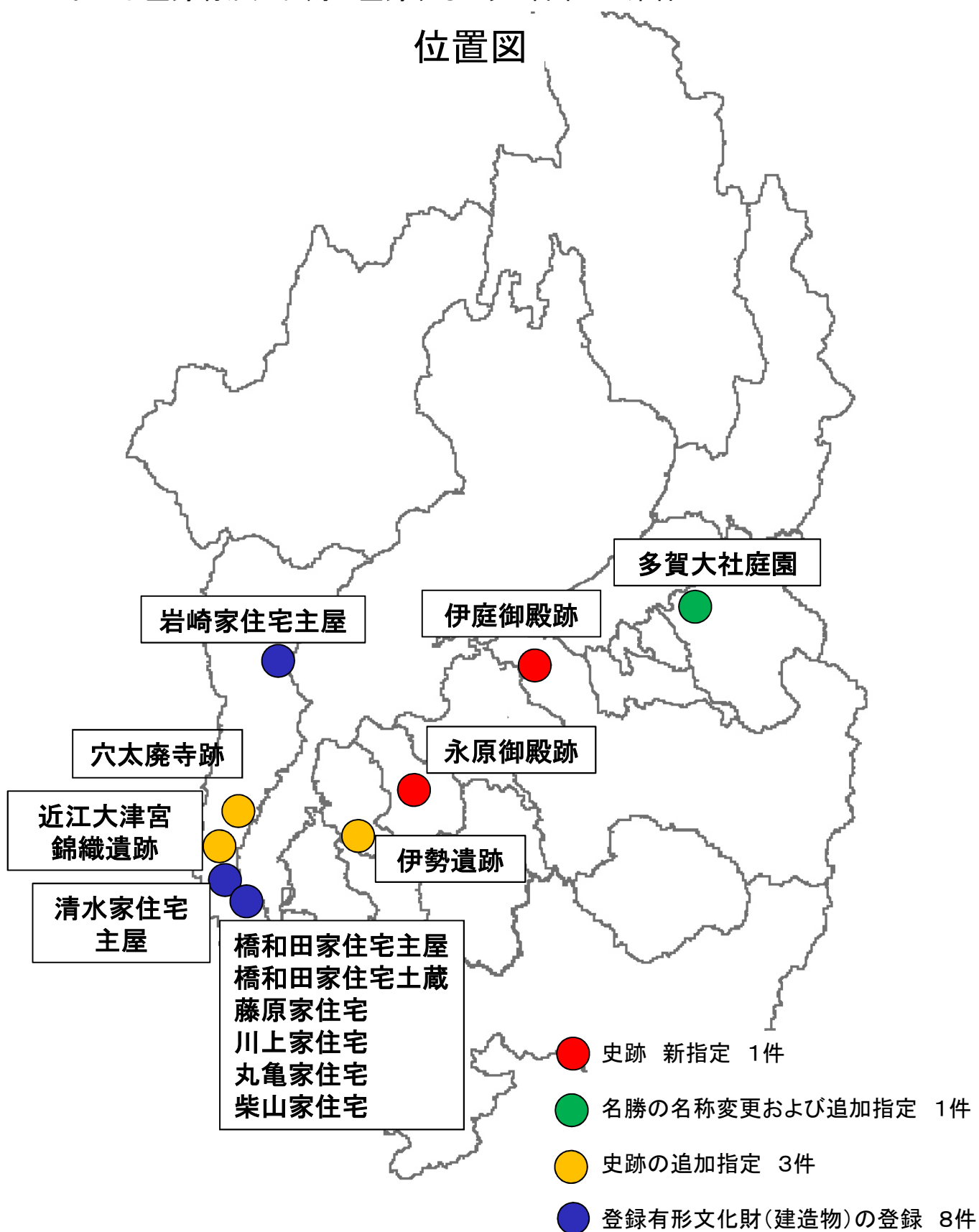
令和元年11月15日(金)に開催された国の文化審議会において、県内では1件の史跡の新指定、1件の名勝の追加指定および名称変更、3件の史跡の追加指定について、また、8件の建造物を新たに登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

記

- 史跡の新指定(1件) . . . . . 資料1  
永原御殿跡及び伊庭御殿跡 (野洲市・東近江市) 1件
  
- 名勝の名称変更および追加指定(1件) . . . . . 資料2  
多賀大社庭園(旧名称:多賀神社奥書院庭園)  
(多賀町) 1件
  
- 史跡の追加指定(3件) . . . . . 資料3  
穴太廃寺跡 (大津市) 1件  
近江大津宮錦織遺跡 (〃) 1件  
伊勢遺跡 (守山市) 1件
  
- 登録有形文化財(建造物)の登録(8件) . . . . . 資料4  
橋和田家住宅主屋 (大津市) 1件  
橋和田家住宅土蔵 (〃) 1件  
藤原家住宅 (〃) 1件  
川上家住宅 (〃) 1件  
丸亀家住宅 (〃) 1件  
柴山家住宅 (〃) 1件  
清水家住宅主屋 (〃) 1件  
岩崎家住宅主屋 (〃) 1件

国の文化審議会が新たに記念物の指定等  
および登録有形文化財に登録するように答申した案件

## 位置図

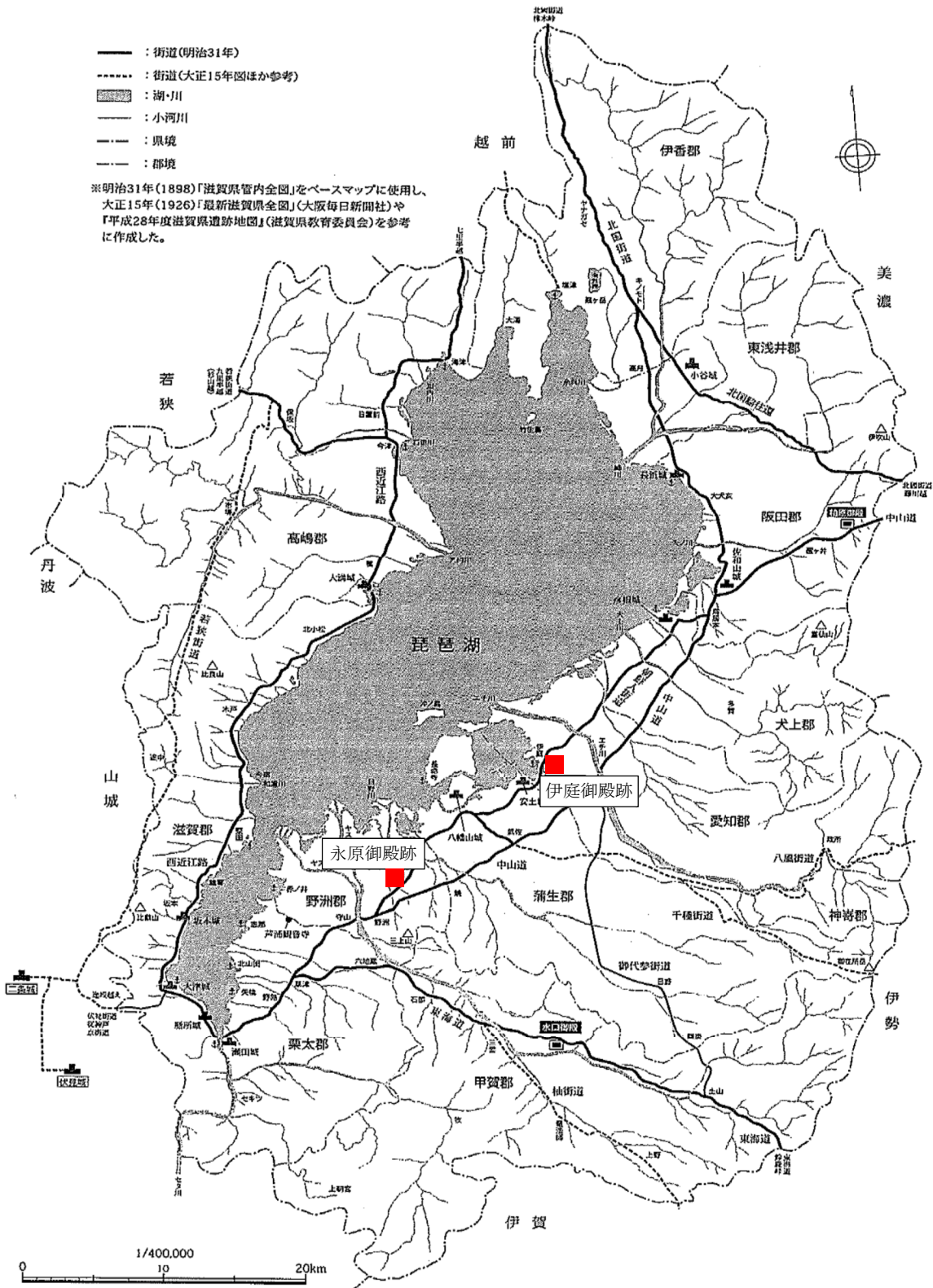


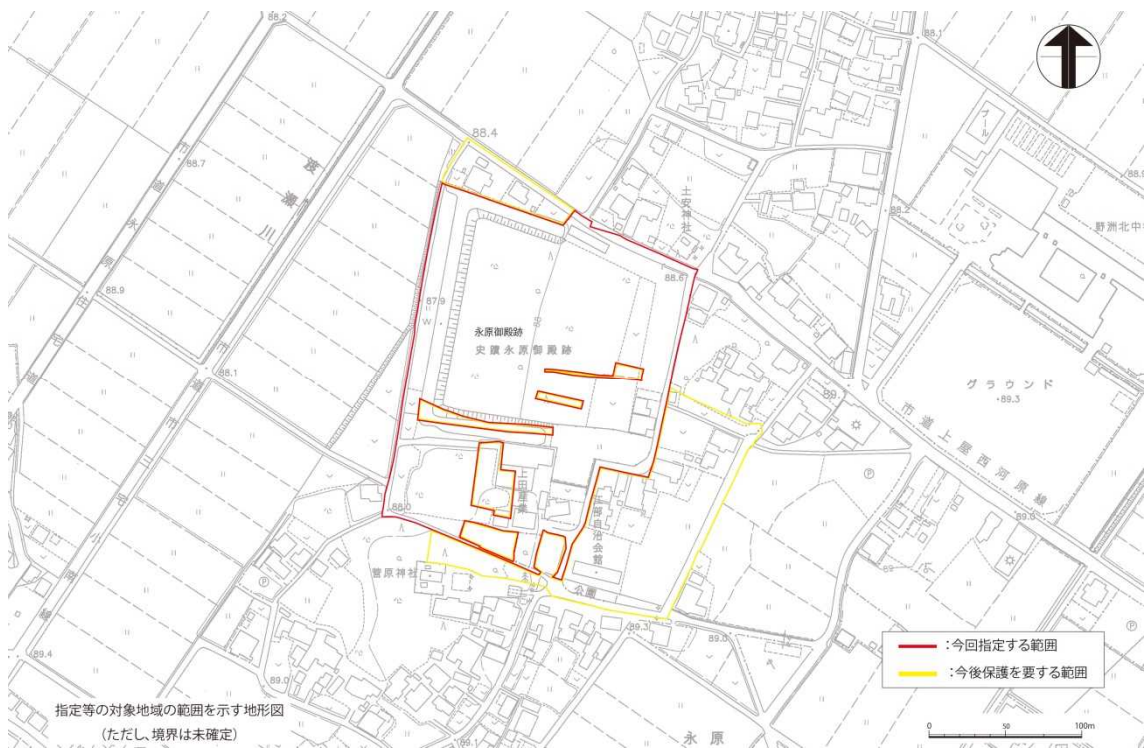
## 国の審議会が指定するよう答申した史跡（1件）

## 永原御殿跡及び伊庭御殿跡

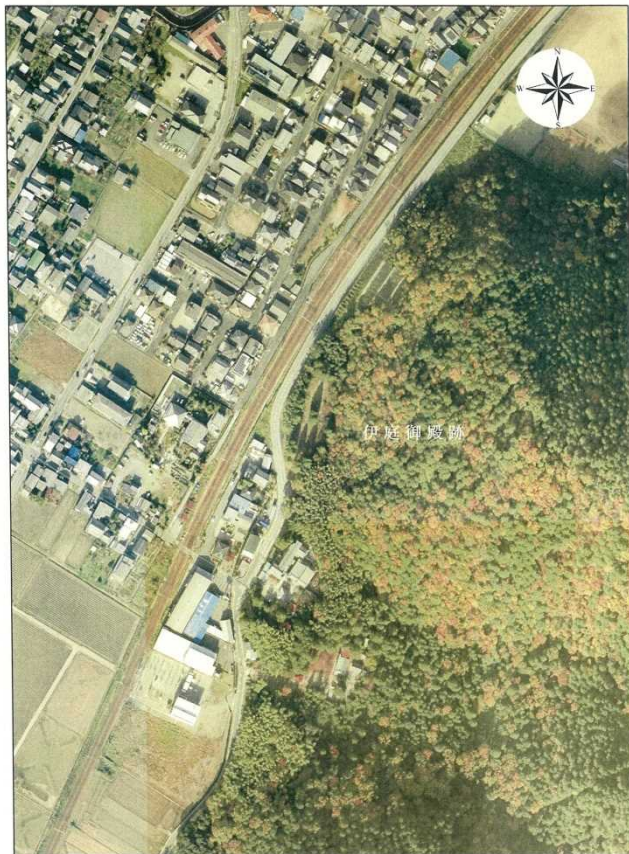
名 称	永原御殿跡及び伊庭御殿跡（ながはらごてんあとおよびいばごてんあと）
所 在 地	野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 1 外 58 筆（永原御殿跡） 東近江市能登川町字大徳寺 372 外 6 筆（伊庭御殿跡）
指定基準	史跡の部 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡 その他政治に関する遺跡
指定面積	31,975.44 m <sup>2</sup> （永原御殿跡）、3,145.33 m <sup>2</sup> （伊庭御殿跡）
追加指定理由	永原御殿跡および伊庭御殿跡は、「御茶屋」あるいは「御殿」と称された徳川家の専用宿泊および休憩施設跡で、将軍上洛経路の一つとして用いられた朝鮮人街道（美濃下街道）に近接して徳川幕府の直轄施設として現在の野洲市および東近江市で造営されたものです。保存状態が良好で、江戸時代初期に政治的な目的をもって行われた将軍上洛の様相を伝える、日本の歴史を語る上で欠くことのできない重要な遺跡として指定されるものです。

# 史跡永原御殿跡及び伊庭御殿跡位置図





史跡永原御殿跡  
及び伊庭御殿跡  
指定地位置図



上：永原御殿跡空撮  
下：伊庭御殿跡空撮

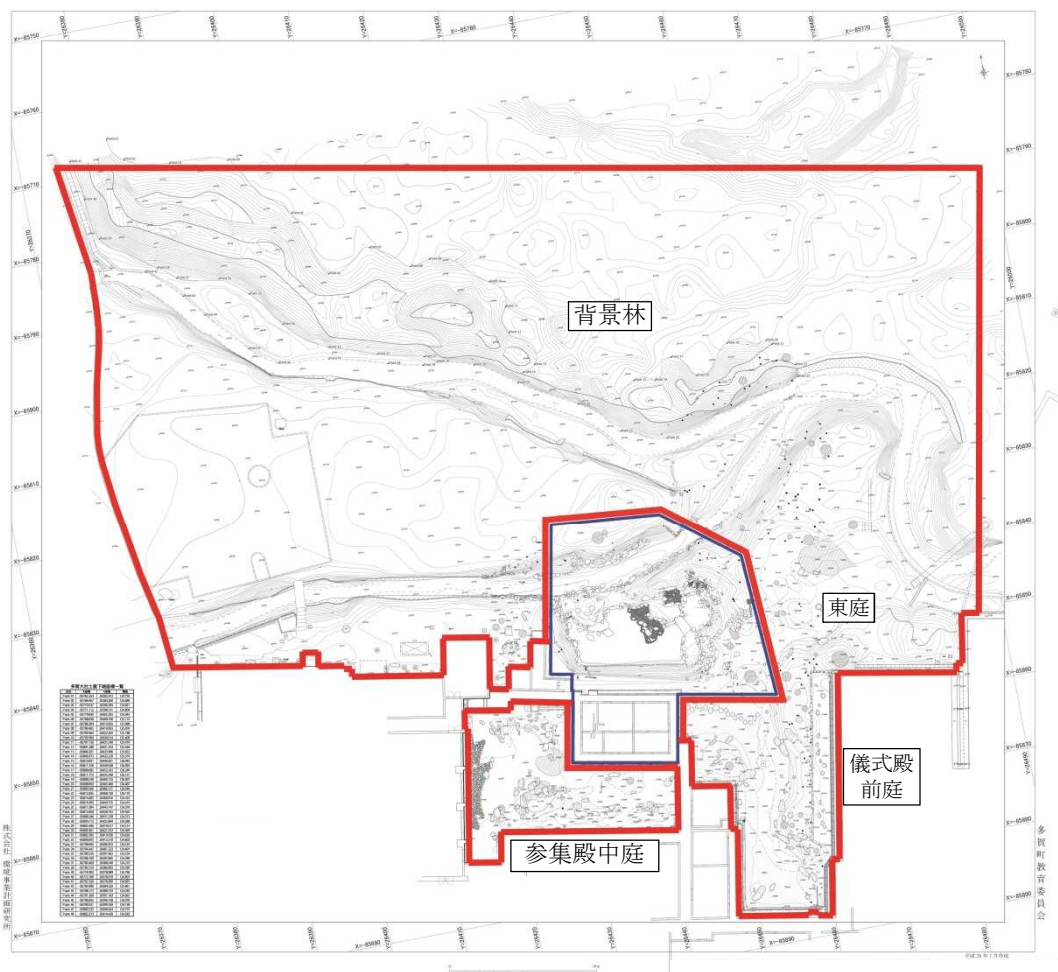
0 150 m

国の審議会が名称を変更し地域を追加して指定するよう答申した  
名勝（1件）

多賀大社庭園

名 称	多賀大社庭園（たがたいしやていえん） 旧名称：多賀神社奥書院庭園（たがじんじゃおくしよいんていえん）
所 在 地	犬上郡多賀町多賀字本町 604 番の一部外 3 筆
指定基準	名勝の部 一 公園、庭園
指定面積	8,406.42 m <sup>2</sup> （指定後全体面積：9,165.42 m <sup>2</sup> ）
追加指定理由	多賀大社の奥書院庭園は、桃山期から江戸初期にかけての池泉観賞式の庭園として昭和 10 年（1935 年）に名勝に指定されました。作庭時期に関する確実な記録はなく、天正 17 年（1589 年）に豊臣秀吉の寄進によって庭園が築造されたとする説もあり明確な築造時期は判明していません。今回は多賀町が実施した調査により多賀大社境内にある東庭、儀式殿前庭、参集殿中庭といった庭園および奥書院庭園の背景林が奥書院庭園と連続した景観であり、奥書院庭園と調和するとともに、奥書院と一体の景観を構成する重要な空間と評価されたことから、名勝として追加指定され、その指定名称も変更されるものです。

# 名勝多賀大社庭園指定地位置図



- 今回指定範囲
- 既指定範囲





境内空撮



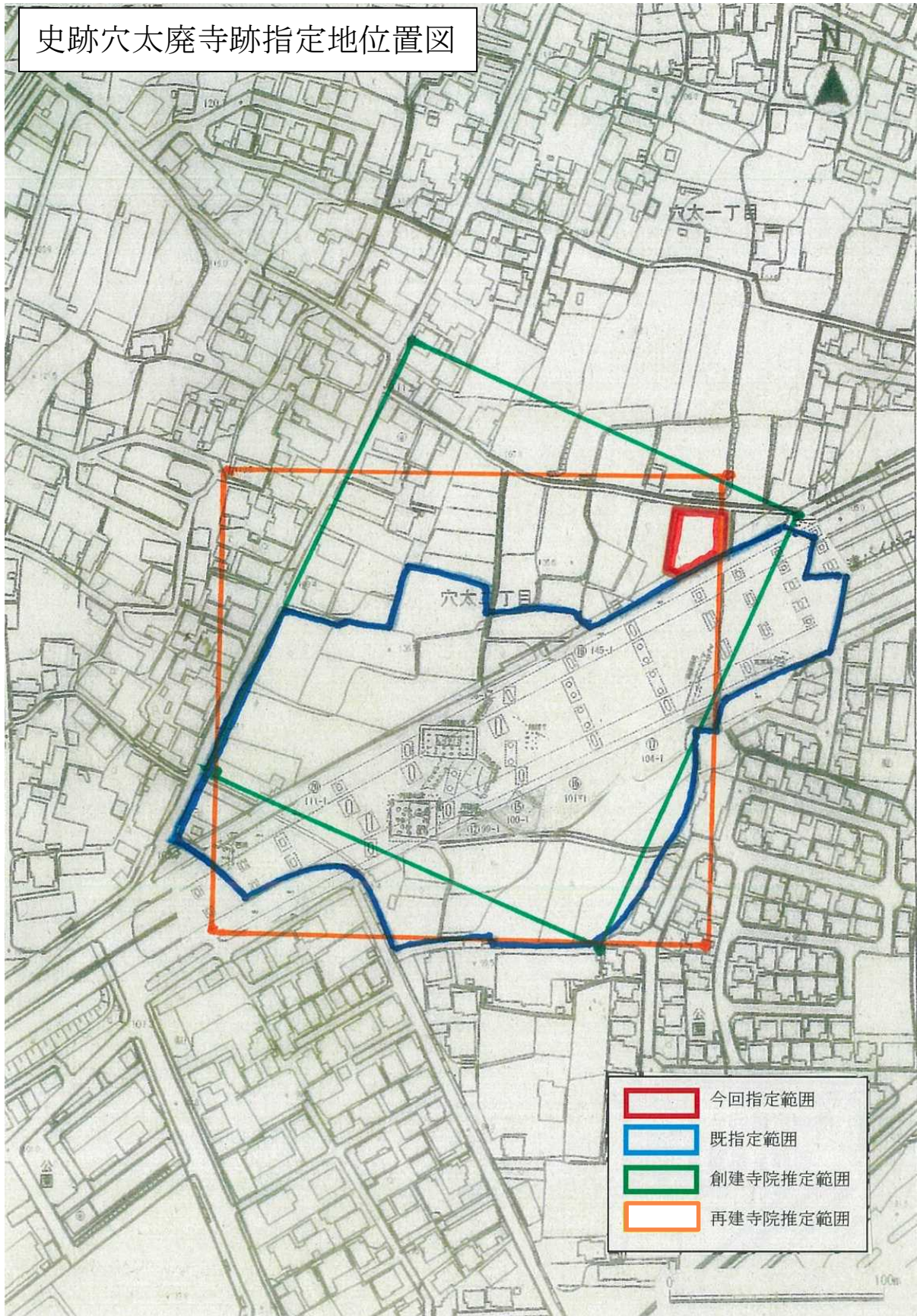
参集殿中庭

## 国の審議会が地域を追加して指定するよう答申した史跡（3件）

## 穴太廃寺跡

名 称	穴太廃寺跡（あのうはいじあと）
所 在 地	大津市穴太二丁目字上大門 142 番 1
指定基準	史跡の部 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
指定面積	811.00 m <sup>2</sup> （指定後全体面積：33,839.83 m <sup>2</sup> ）
追加指定理由	史跡穴太廃寺跡は、大津市域北郊に、7世紀前半から白鳳時代を中心として平安時代の中期まで存続した寺院跡です。発掘調査により異なる方位をもって建設された2時期の主要伽藍が発見されており、大津宮への遷都に合わせて一度方位を変えながら全面的に伽藍が建て替えられたものと考えられており、大津宮と関連の深い重要な遺跡として平成9年に指定されています。今回は推定寺域内の北東部の一角と考えられる地点について、条件が整ったため追加指定されるものです。

史跡穴太廢寺跡指定地位置図





指定地付近の空撮 南より

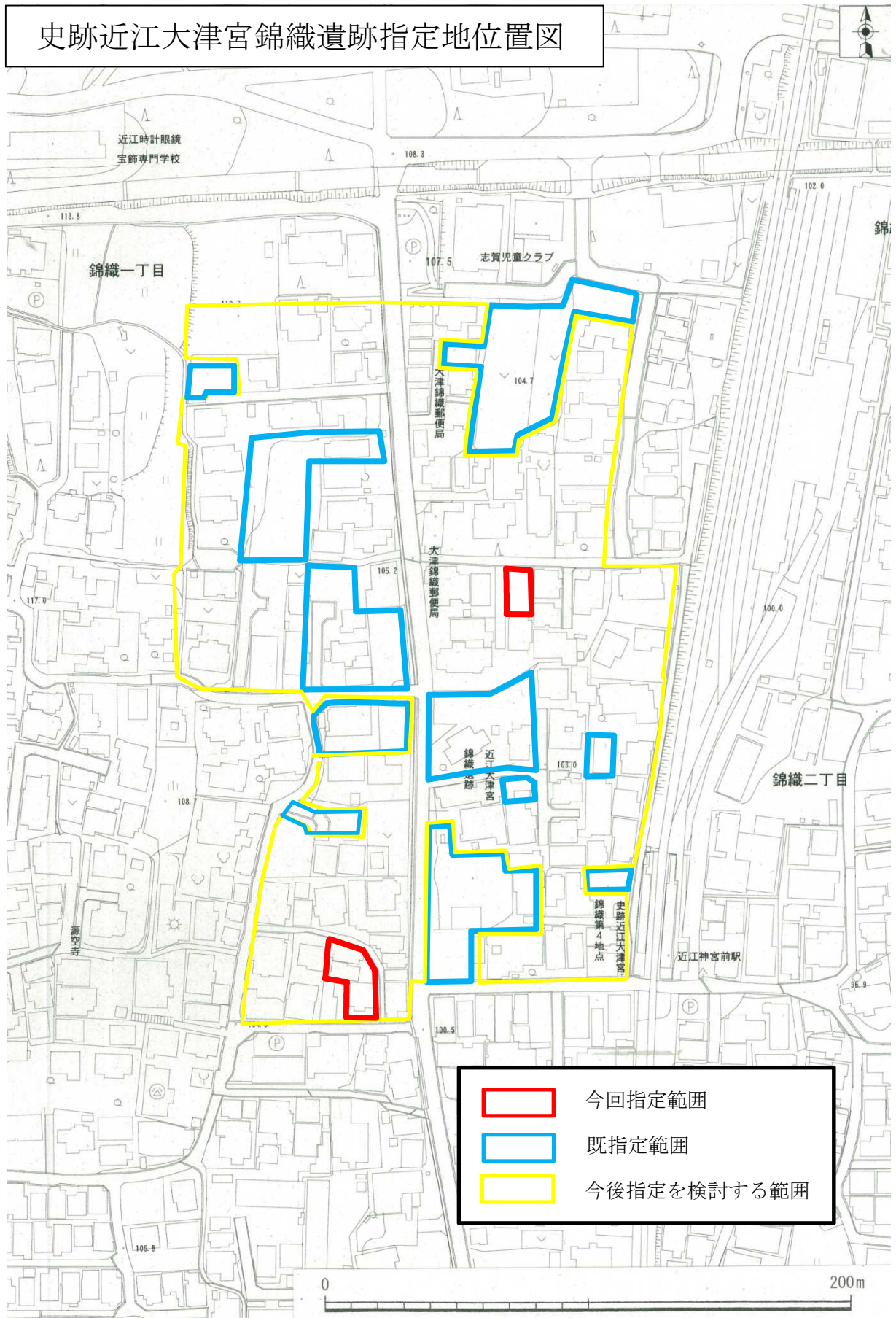


指定地付近の空撮 北より (赤線が追加指定地)

### 近江大津宮錦織遺跡

名 称	近江大津宮錦織遺跡（おうみおおつのみやにしこおりいせき）
所 在 地	大津市錦織一丁目字御所大平 662 番外 2 筆
指定基準	史跡の部 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡 その他政治に関する遺跡
指定面積	671.63 m <sup>2</sup> （指定後全体面積：10,473.62 m <sup>2</sup> ）
追加指定理由	近江大津宮錦織遺跡は、天智天皇 6 年（667 年）に中大兄皇子（天智天皇）が飛鳥から遷都し、天武天皇元年（672 年）まで営まれた 5 年間の宮跡です。今回は内裏跡の北側と宮跡の南辺部の一角と考えられる 2 地点について、条件が整ったため、追加指定されるものです。この史跡の追加指定は昭和 54 年の指定以来、令和元年 10 月につづき 13 回目のことです。

# 史跡近江大津宮錦織遺跡指定地位置図





既指定地の状況



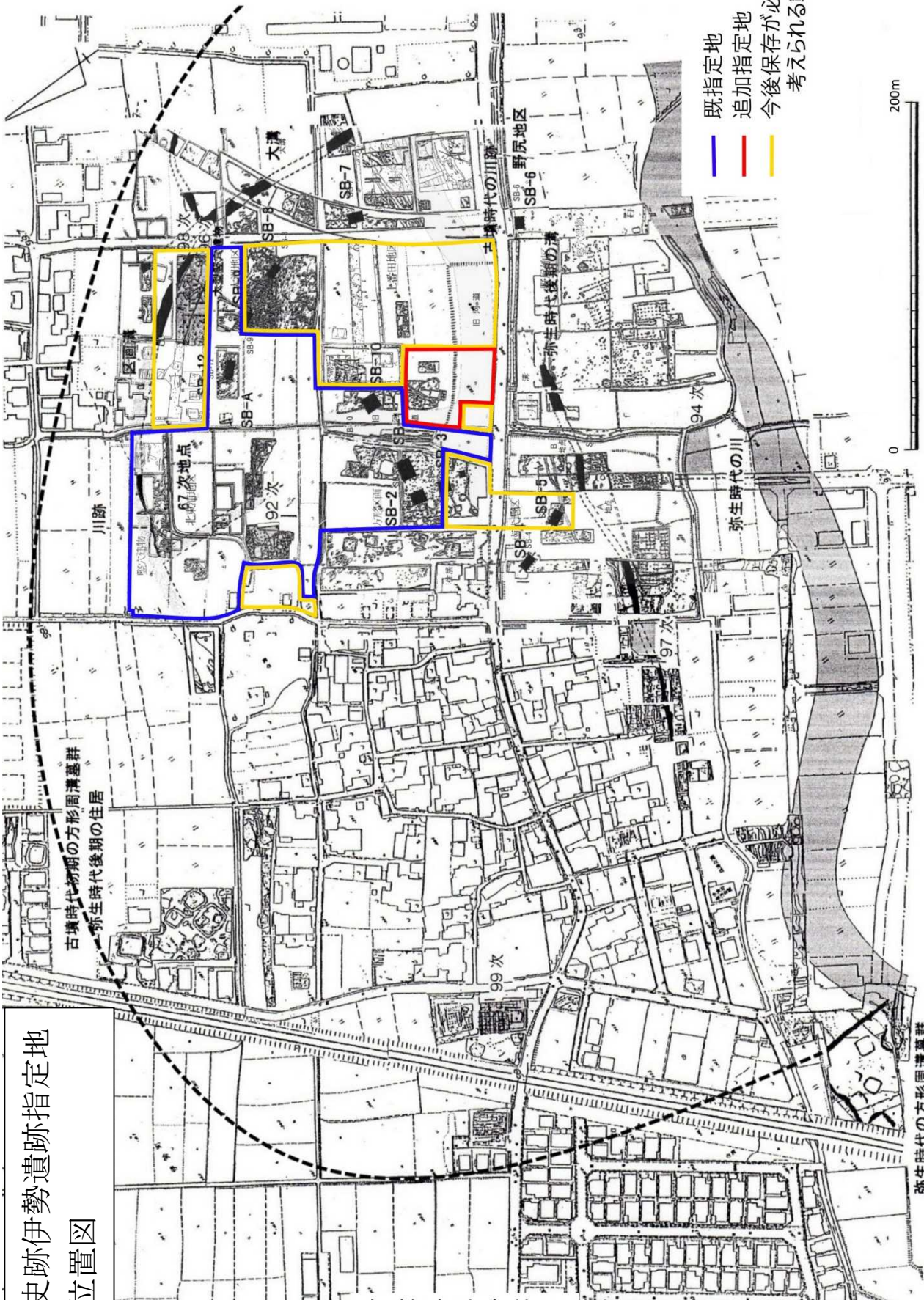
既指定地の発掘調査状況

## 伊勢遺跡

名 称	伊勢遺跡（いせいせき）
所 在 地	守山市阿村町字下番田 154 番 3 外 1 筆
指定基準	史跡の部 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
指定面積	2,216.00 m <sup>2</sup> （指定後全体面積：22,466.82 m <sup>2</sup> ）
追加指定理由	伊勢遺跡は、野洲川が形成した扇状地上に位置し、内部に方形区画や楼観状の大型建物が造営された、面積約 35 万 m <sup>2</sup> の大規模な弥生時代後期の集落跡です。今回は方形区画が形成された遺跡の中心部の一角と考えられる地点について、条件が整ったため、追加指定されるものです。この史跡の追加指定は平成 24 年の指定以来、平成 25 年 7 月につづき 2 回目のことです。



史跡伊勢遺跡指定地  
位置図





方形区画内大型建物 (既指定地)



独立棟持柱建物 (既指定地)

## ○登録有形文化財（建造物）に新たに登録される建造物の概要

## 橋和田家住宅主屋ほか1件（2件）

名 称	橋和田家住宅 主屋 [ハシワダケジ ユウタクオモヤ]
員 数	1 棟
所 在 地	滋賀県大津市中央1丁目115他
建 築 年 代	明治中期／昭和8年頃・平成22年・同29年改修
登 録 基 準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	木造2階一部3階建、瓦葺、建築面積185㎡
名 称	橋和田家住宅 土蔵 [ハシワダケジ ユウタクトゾウ]
員 数	1 棟
所 在 地	滋賀県大津市中央1丁目115
建 築 年 代	明治前期
登 録 基 準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	土蔵造2階建、瓦葺、建築面積34㎡
特 徴・評 価	<p>大津市の旧東海道に面する橋和田家住宅は、江戸時代に当地で「近江屋」の屋号で呉服商を営んだ上野家によって、主屋は明治中期に、土蔵は明治前期に建てられました。</p> <p>主屋は昭和8年の旧東海道の道路拡幅の際に、一階正面庇の軒が切られるなどの改変が行われ、戦後に建物の間口の右側約3分の2を橋和田家が取得しました。今回回答申される建物は橋和田家が取得した3分の2の部分です。昭和時代後期に、正面の外観は店舗として改装されましたが、平成22年に市の補助事業により再び改装され、町家の姿を取り戻しました。平成29年には所有者の居住部分以外の改修を行い、宿泊施設「近江屋」として新たに活用されています。</p> <p>主屋の背面に位置する土蔵は、主屋と同時期に橋和田家が取得しました。正面入口上部に施された丸に花菱紋、その両脇の飛沫をあげる波の優れた鰻絵が特徴です。</p> <p>主屋と土蔵はともに、明治時代の大津の町屋の形態を残すとともに、旧東海道の景観を伝える建造物として貴重です。</p>



1 橋和田家住宅主屋 外観



2 橋和田家住宅土蔵 入口上部の鰻絵

藤原家住宅（1件）

名称	藤原家住宅 [フジハラケジユウタク]
員数	1棟
所在地	滋賀県大津市中央1丁目115-5
建築年代	昭和8年
登録基準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	木造2階建、瓦葺、建築面積105㎡
特徴・評価	<p>藤原家住宅は、大津市の旧東海道に接した路地奥に建っています。ここは、昭和8年の旧東海道の道路拡幅の際に宅地として造成された一画で、今回同じく答申される川上家、丸亀家、柴山家もこの一画に建っています。</p> <p>藤原家は、もとは二戸で一棟の長屋住宅ですが、現在は内部の仕切り壁を一部撤去し、一戸の住宅として使用されています。しかし、正面外観は長屋の面影を残し、玄関ガラス戸、玄関脇の格子窓、また上階には引き違いガラス窓をそれぞれ2組ずつ構えています。昭和初期の大津の長屋住宅を伝える建造物として貴重です。</p>



1 藤原家住宅 外観



2 藤原家住宅 内部

## 川上家住宅（1件）

名 称	川上家住宅 [カカミゲヅウタク]
員 数	1棟
所 在 地	滋賀県大津市中央1丁目115-3
建 築 年 代	昭和8年頃
登 録 基 準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	木造2階建、瓦葺、建築面積37㎡
特 徴・評 価	川上家住宅は、前掲の藤原家住宅と同じく、昭和8年に旧東海道の道路拡幅に伴って造成された宅地に建っています。二戸で一棟の長屋住宅の左一戸分で、一階正面右手に玄関ガラス戸、左手に出格子、二階には引き違いガラス窓を構えています。内部は、一階和室の吊床や、二階座敷の床や透かし彫り欄間など、数寄屋の意匠が施され、昭和初期の上質な大津の長屋住宅として貴重です。



1 川上家住宅 外観



2 川上家住宅 内部

丸亀家住宅（1件）

名称	丸亀家住宅 [マルガメゲジユウタク]
員数	1棟
所在地	滋賀県大津市中央1丁目115-8
建築年代	昭和8年頃
登録基準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	木造2階建、瓦葺、建築面積41㎡
特徴・評価	丸亀家住宅は、前掲の藤原家住宅と同じく、昭和8年に旧東海道の道路拡幅に伴って造成された宅地に建っています。前掲の川上家住宅と二戸で一棟の長屋住宅の右一戸分です。正面外観は、川上家と同様に一階正面右手に玄関ガラス戸、左手に出格子を構えています。しかし、二階座敷の透かし彫り欄間などの意匠は川上家と異なり、二戸で一棟の長屋住宅ながらも細部意匠に違いがあります。昭和初期の上質な大津の長屋住宅として貴重です。



1 丸亀家住宅 外観



2 丸亀家住宅 内部

柴山家住宅（1件）

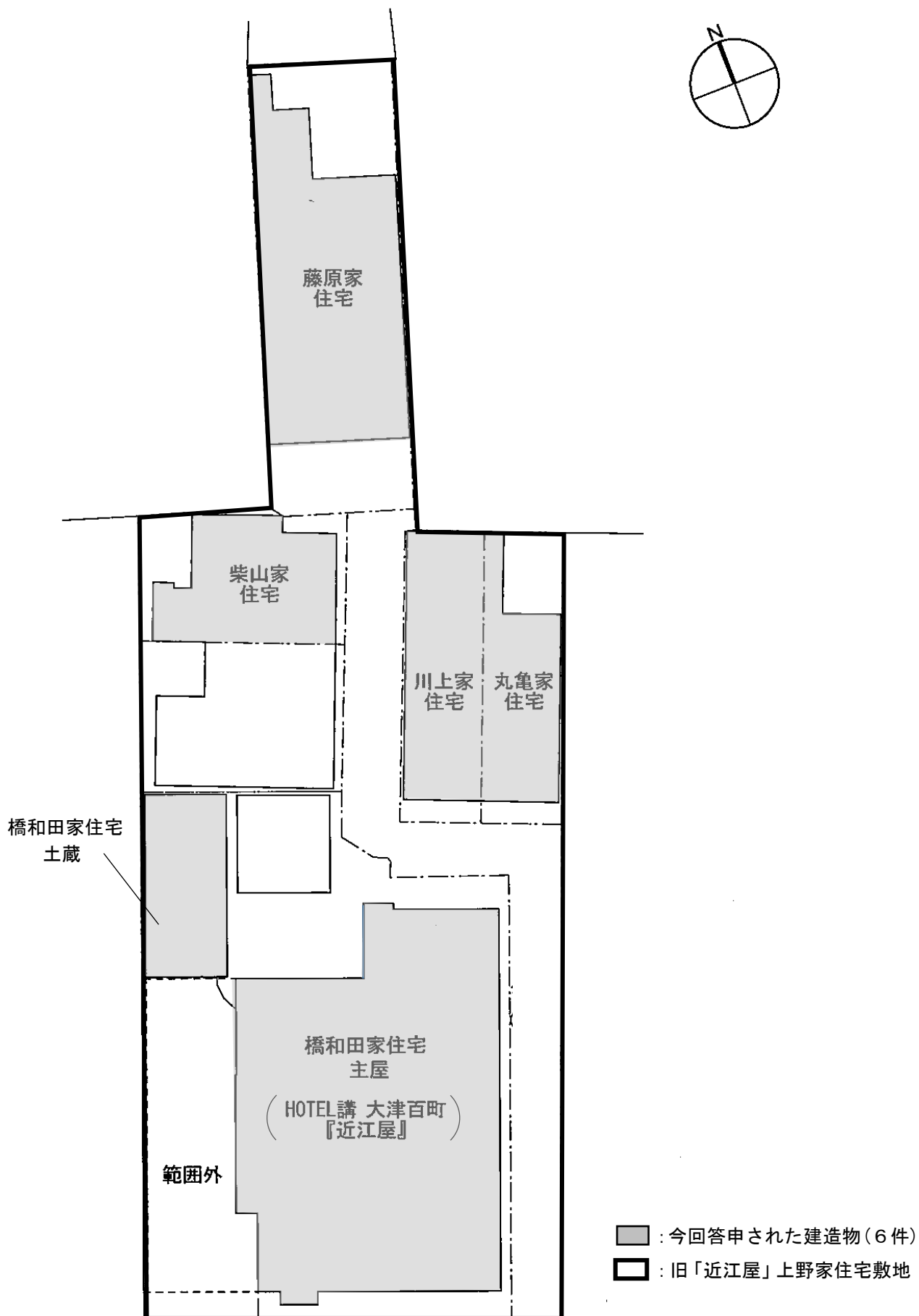
名 称	柴山家住宅 [シバヤマケジユウタク]
員 数	1棟
所 在 地	滋賀県大津市中央1丁目115-4
建 築 年 代	昭和8年頃
登 録 基 準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	木造2階建、瓦葺、建築面積50㎡
特 徴・評 価	柴山家住宅は、前掲の藤原家住宅と同じく、昭和8年に旧東海道の道路拡幅に伴って造成された宅地に建っています。二戸で一棟の長屋住宅の右一戸分で、正面左手に玄関を、右手に格子を構えます。二階座敷の床構えや透かし彫り欄間などに、数寄屋の意匠を持ち合わせています。昭和初期の上質な大津の長屋住宅として貴重です。



1 柴山家住宅 外観



2 柴山家住宅 内部



旧東海道



清水家住宅主屋（1件）

名称	清水家住宅主屋 [シズカゲジュウタクオヤ]
員数	1棟
所在地	滋賀県大津市観音寺90-7
建築年代	大正15年／平成29年改修
登録基準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
構造及び形式並びに大きさ	木造2階建、瓦葺、建築面積90㎡
特徴・評価	大津市の琵琶湖岸近くに所在する清水家住宅主屋は、棟木の墨書等から大正15年に長屋住宅を改造して現在の姿になったことが分かります。正面玄関を挟んで左手に勝手口と土間を、右手には座敷を並べ、座敷に縁を廻して周囲にガラス戸が設けられ、二階は各部屋を雁行させて配し、変化のある外観の住宅です。座敷は琵琶湖側を向き、現在の琵琶湖側の敷地境界の石垣は、かつては琵琶湖岸であったとも伝わり、座敷から琵琶湖を臨むことができたものと想像されます。各室の座敷飾りや透かし彫り欄間も洗練されており、大正末期の上質な大津の住宅建築として貴重です。



1 清水家住宅主屋 外観



2 清水家住宅主屋 内部

## 岩崎家住宅主屋（1件）

名 称	岩崎家住宅主屋 [イサキケンユクオモヤ]
員 数	1棟
所 在 地	滋賀県大津市木戸字西替戸1008
建 築 年 代	江戸末期
登 録 基 準	3 再現することが容易でないもの
構造及び形式並びに大きさ	木造平屋建、茅葺、建築面積103㎡
特 徴・評 価	大津市木戸に所在する岩崎家住宅は、比良山系の山裾に所在する農家住宅です。寄棟造茅葺で、四方に瓦葺の庇を設けています。滋賀県南部に広く分布する整形四間取り住宅で、江戸時代末期の建築と推定されますが、後世に拡張され現在の間取りとなっています。土間に面したデノマの柱や鴨居は、表面に残る木材を加工した工具の痕から一時代古いことが分かり、江戸時代中期の希少な古材を残す整形四間取りの住宅として貴重です。



1 岩崎家住宅主屋 外観



2 岩崎家住宅主屋 内部（デノマ）